

宮崎県北部広域行政事務組合の休日定める条例

(平成7年2月21日条例第2号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 延岡市の休日定める条例（平成3年延岡市条例第1号）は、組合の休日について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。